

漁業法第31条の規定による漁獲量等の公表について
(千葉県くろまぐろ(大型魚)定置漁業)

漁業法第31条の規定により、知事管理区分「千葉県くろまぐろ(大型魚)定置漁業*」の漁獲量等を公表します。

令和5年7月7日

千葉県知事

1 漁獲量等の公表を行う管理区分

知事管理区分「千葉県くろまぐろ(大型魚)定置漁業*」

*千葉県資源管理方針八五(2)オに規定する知事管理区分

2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合(令和5年6月30日現在)

70パーセント (A/B)

※漁獲量(A): 2.45トン (概数)

漁獲可能量(B): 3.5トン

(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間)